### 三重県内の酒類販売事業者等の事業継続を支援します!

# 三重県酒類販売事業者等支援金(10月分)

三重県リバウンド阻止重点期間による、飲食店への時短要請の影響により、 売上が減少した県内の酒類販売事業者等を対象に、支援金を支給します。

### 1 対象事業者

酒類販売事業者等

(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

# 2 主な支給要件

- (1) 令和3年9月30日以前に、<u>酒類製造免許、酒類販売業免許</u>のいずれかを取得し、 事業を営んでいること
- (2) <u>令和3年10月において、営業を行っていること</u>
- (3) 令和3年10月の売上が前年又は前々年同月比で30%以上減少していること
- (4) <u>売上減少率50%以上の場合、国の月次支援金の給付決定を受けていること</u> ※ただし、時短要請等協力金、地域経済応援支援金との併給は不可。

売上減少率50%以上の場合には、国の月次支援金の給付決定を受けていることが必要です。

「月次支援金」ホームページ: <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji shien/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji shien/index.html</a>
「月次支援金」 申請相談窓口 TEL: 0120-211-240

# 3 支給金額

1事業者あたり以下の額を上限に、売上減少額(※)を支給

中小法人等:20万円 / 個人事業者等:10万円

※売上減少率が50%以上の場合、国の月次支援金の給付額を控除した額

### 4 申請受付

令和3年11月上旬:申請要項の公表、申請受付開始(予定)

# 5 支援金に関するお問い合わせ

三重県酒類販売事業者等支援金 事務局

(TEL: 059-224-2838) 受付時間:平日9時から17時 ※土日祝日は除く